

パネル公募のお知らせ

国際法学会 研究企画委員会

本学会においては、2013年度にコンベンション方式による年1度、3日間の研究大会に移行して以来、パネル公募を実施しています。パネル公募制度は、学会員に対して、グループによる自主的な研究発表の機会を広く提供することで、学会員の研究意欲を喚起し、学会活動のいっそうの活性化をはかることを目的としています。

パネル公募による分科会の構成及び運営は、原則として学会員に委ねられます。博士後期課程在学中の者にも、パネル報告及びコメンテーターへの応募資格が認められます(ただし、企画責任者又は座長を務めることはできません)。パネルは、恒常的に活動を行っている研究グループのみならず、大会報告のために特に組織されたグループでも応募することができます。なお、共同研究や新しいテーマへの意欲的取り組みを奨励するため、発表内容は完成された研究成果である必要はなく、研究途上における意見交換の場としても活用していただきたいと思えます。

2022年度研究大会のパネル公募要領は以下のとおりです。奮ってご応募いただきますようご案内申し上げます。

パネ ル 公 募 要 領

1. 報告時期

2022年度研究大会時(2022年9月5日(月)～7日(水)、コンベンション方式で静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップにおいて開催の予定)に、最大2つのパネル公募分科会を設置します。

2. パネル公募分科会のテーマ及び構成

テーマは自由に設定でき、全体会又は他の分科会のテーマとの重複も認められます。パネル公募分科会は、座長1名及び報告者3～5名程度で構成し(企画責任者は、座長又は報告者を兼ねることができます)、コメンテーターを置くこともできます。報告者とコメンテーターは合わせて、5名以内です。

各パネルの持ち時間は、休憩時間を含めて3時間となる予定です(終了時刻は、会場との関係で延長できないため、報告及び質疑の時間配分には十分にご留意ください)。また、英語による報告及びコメントも歓迎します(ただし、その場合には、少なくとも研究大会の10日前までに、学会ホームページでの公表用に英文の報告原稿又はコメント原稿を研究企画委員長宛に電子メールに添付して提出することが条件となります)。

3. 応募資格

企画責任者及び座長のほか、報告者とコメンテーターのそれぞれ少なくとも半数は、応募時及び報告時に国際法学会会員である必要があります。博士後期課程在学中の者にも、パネル報告及びコメンテーターへの応募資格が認められます(ただし企画責任者又は座長を務めることはできません)。なお、同一研究大会について、個別報告公募とパネル報告公募の双方に重複して応募することはできません。

4. 応募手続

企画責任者は、学会ホームページ掲載の「応募フォーム」又は自由書式で下記の必要事項をもれなく記載したものを、2022年2月5日(土)(必着)までに研究企画委員長宛に電子メールに添付してお送りください。研究企画委員長は、応募書類受領後、原則として1週間以内に受領確認を応募者に通知します。

記載事項

- (1) 企画責任者について、①氏名、②所属・地位、③略歴(学部以後の学歴及び職歴)、④連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)、⑤研究分野(国際法、国際私法、国際政治・外交史の別)、⑥学会員・非学会員の別及び国際法学会報告歴、⑦関連業績(主要業績5点以内)。
- (2) 座長及びすべての報告者(企画責任者を除く)について、①氏名、②所属・地位、③学会員・非学会員の別及び国際法学会報告歴
- (3) パネルのタイトル及び各報告の題目(日本語及び英語)、企画趣旨(1500字程度、又は英文で500ワード程度)、各報告者の役割分担(報告者に非学会員を含む場合には、その理由)(800字程度、又は英文で300ワード程度)。
- (4) コメンテーターを置く場合には、その①氏名、②所属・地位、③学会員・非学会員の別。

宛先

研究企画委員長 小畑郁

E-mail: obata*law.nagoya-u.ac.jp

(送信の際には、「*」を「@」に変えてください。)

5. 審査手続

研究企画委員会は、提出されたパネルの構成・内容及び企画趣旨、企画責任者及び報告者の研究歴・報告歴等に基づく厳正な審査を行い、採否を決定します。採用に際しては、報告内容に関する付帯意見を付すか、あるいはパネルの構成を一部変更することを条件とすることがあります。

6. 結果発表

企画責任者には、電子メールを用いて採否を通知します(採用に当たって付帯意見又は一部変更の条件を付す場合には、それも含む)。また、学会ホームページにおいて、採用されたパネルのタイトル及び各報告の題目、企画責任者、座長及び報告者(該当すればコメンテーターも)を公表します。

7 注意事項

- ・ 報告におけるプロジェクターの使用は、原則として認められません。
- ・ パネル公募制度によって報告を行っても、将来の依頼報告の機会に影響が生じることはありません。

以上